

基準7 管理運営

7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

《7-1の視点》

7-1- 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

7-2- 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

(1) 7-1の事実の説明（現状）

- ・ 本学の運営は、「学校法人片柳学園寄附行為」に基づいて行われており、役員、評議員の選任および職務等については、次のとおり定められている。

（理事の選任）

- 第 11 条
1. 理事は次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 東京工科大学の学長
 - (2) 日本工学院専門学校・日本工学院北海道専門学校・日本工学院八王子専門学校・東京工科大学附属日本語学校のいずれかの校長のうちから、理事会において選任された者 1名
 - (3) 評議員のうちからその互選によって定められた者 3名
 - (4) この法人に関係のある学識経験者または功労者で、前各号に規定する理事の過半数により選任された者 5名
 2. 第1項第1号、第2号および第3号に規定する理事は、学長、校長または評議員の職を退いたとき理事の職を失うものとする。
 3. 理事の選任に当っては、理事全体の中に、その選任の際現にこの法人の役員または職員でない者が1名以上含まれるようにすることとし、各理事について親族その他特殊関係のある者が1人を超えて含まれることにはならない。

（監事の選任）

- 第 12 条
1. 監事は、この法人の理事および評議員もしくは、これらの親族その他特殊関係のある者又は、この法人の職員以外の者を、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。また、監事は相互に親族その他特殊関係のある者であってはならない。
 2. 監事の選任に当っては、監事全体の中に、その選任の際現にこの法人の役員または職員でない者が1名以上含まれるようにすることとする。

（評議員の選任）

- 第 20 条
1. 評議員は次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 東京工科大学の学長
 - (2) 日本工学院専門学校・日本工学院北海道専門学校・日本工学院八王子専門学校・東京工科大学附属日本語学校のいずれかの校長のうちから、理事会において選任された者 1名
 - (3) この法人の職員のうちから、理事会において選任された者 5名
 - (4) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 才以上の者のうち理事会において選任された者 6名
 - (5) この法人に関係ある学識経験者または功労者で、前各号に規定する評議員の過半数により選任された者 8名
 2. 前項第1号、第2号および第3号に規定する評議員は、この法人の設置する学校の学長、校長または職員の職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。
 3. 評議員の選任に当っては、各評議員について親族その他特殊関係のある者が1人を超えて含まれることにはならない。

（「寄付行為」抜粋）

- ・ 本法人は、理事 10 名、監事 2 名、評議員 21 名の役員を置き、理事をもって組織する理事会において法人の業務の決定を行っている。
- ・ 理事については、理事のうち一人を理事長とし、理事会において選任する。

- ・ 監事は、本法人の業務および財産の状況を監査し、これに対して不正の事実を発見したときは、文部科学省および理事会、評議会に報告する職務を担っている。
- ・ 理事会の諮問機関として、評議員をもって構成する「評議員会」を設置している。
- ・ 学長を中心とした一体的、機能的な大学管理運営を行うために、大学運営と教育研究に関する機能分担を明確にしている。
- ・ 教職員の意見や学長等の考え方をそれぞれの機関で十分説明することで、大学の意思決定に十分反映させることができるようにそれぞれの機関の構成員にも十分配慮している。
- ・ 審議機関としては、学長を委員長とし、大学全般に係る重要事項を審議する「大学評議会」、大学運営に関して、学長を補佐しその諮問に応じるための「大学運営会議」、大学の経営面に関する重要事項について審議する「理事長ミーティング」を設置している。
- ・ 教育課程の編成等に関する重要事項を審議する機関として、学部においては、「教授会」、学部長の諮問機関である「学部運営連絡会」を設置し、大学院においては、「研究科委員会」と「大学院専攻運営連絡会」をそれぞれ設置している。
- ・ 大学の管理運営に関わる教員の役職としては、表 7-1-1 に示すとおり 11 の役職があり、それぞれ規程により、選考や職務等が定められている。

表 7-1-1 役職教員とそれに関する規程

役職名	概要	規程
学長	大学の代表	東京工科大学学長に関する規程
副学長	学長の補佐	東京工科大学副学長に関する規程
学部長	学部の代表	東京工科大学学部長に関する規程
研究科長	研究科の代表	東京工科大学研究科長に関する規程
片柳研究所長	片柳研究所の代表	東京工科大学片柳研究所長に関する規程
メディアセンター長	メディアセンターの代表	東京工科大学メディアセンター長に関する規程
教務部長	全学的な教務の統括	東京工科大学教務部長に関する規程
学生部長	全学的な学生指導等の統括	東京工科大学学生部長に関する規程
専攻長	専攻の代表	東京工科大学大学院専攻長に関する規程
学部長補佐	学部長の補佐	東京工科大学学部長補佐に関する規程
科目群主任教授	科目群の代表	東京工科大学科目群主任教授に関する規程

(2) 7-1の自己評価

本法人が設置する 1 大学 3 専門学校 1 各種学校の管理運営体制は整備され、適切に機能していると考えます。

(3) 7-1の改善・向上方策（将来計画）

健全な経営と管理運営体制のさらなる改善のため、今後検討を重ねていきたいと考える。

7-2 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

《7-2の視点》

7-2 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

(1) 7-2の事実の説明（現状）

連携体制

- ・ 機能分担を明確にしたことにより、それぞれの機関の連携協力は特に重要であるとの観

点から、「大学運営会議」には、理事長に出席を求め、学長、副学長、学部長、研究科長等の各組織の代表者と事務局長（事務局の代表者）等を構成員としている。

- 各組織の代表者は、それぞれが長となっている「教授会」、「研究科委員会」等において、大学運営に関する学長等の考え方に基づいて、教育課程の編成等に関する重要事項を審議するとともに、学部や大学院等における意見を「大学評議会」、「大学運営会議」で報告するなどの連携を図ることにより、より質の高い意思決定を可能としている。

各種委員会の設置

- 大学運営と教育研究に関する審議を円滑に行うために、それぞれの機関の下に委員会が常設されており、各委員会で定められた審議事項のほかに、学長または学部長からの諮問事項についても審議している。常設の各種設置委員会を表 7-2-1 に示す。

表 7-2-1 各種委員会

学長直属の委員会	人事委員会、入試問題検討委員会、知的財産権委員会、倫理委員会、セクシュアル・ハラスメント防止委員会、動物実験委員会、研究報告編集委員会
大学評議会のもとに設置する委員会	自己点検・評価委員会、入試委員会、広報委員会、共通教育等委員会、国際委員会、環境・安全委員会、メディアセンター委員会、Web 運用委員会
各学部教授会のもとに設置する委員会	教務委員会、学生委員会、就職委員会、入試実施委員会

(2) 7-2の自己評価

学長は、理事として理事会に出席し、学園の意思決定に参画している。また、学長は、大学運営会議、大学評議会、人事委員会にも参画し、それぞれ議長、委員長として大学運営と教育研究にあたっており、機能分担および連携は、適切に機能していると考ええる。

(3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）

今後も、この組織体制の充実と連携に努めていく。

7-3 自己点検・評価等の結果が運営に反映されていること。

〈7-3の視点〉

- 7-3- 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取り組みがなされているか。
- 7-3- 自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

(1) 7-3の事実の説明（現状）

- 教育活動と研究活動を点検・評価する機関として、平成 4 年に工学部教授会のもとに自己評価委員会を設置した。この委員会は設置当初は臨時委員会であったが、平成 7 年には常置委員会とした。さらに工学部とメディア学部の 2 学部体制とした平成 11 年度に、自己点検・評価委員会と改称し、大学運営に関する重要事項を審議する大学評議会に設置する常置の委員会とした。
- 自己点検・評価をさらに徹底するため、平成 13 年度に大学評議会のもとに大学改革実行委員会を設置し、自己点検・評価委員会の役割を兼担して工学部の発展的改組によるバイオニクス学部およびコンピュータサイエンス学部の開設に重要な役割を果たした。

- ・平成 15 年度には、前代未聞とも言える学部改革が軌道に乗ったため、自己点検・評価委員会を独立した役割に戻した。
- ・平成 17 年度においては、自己点検・評価委員会のもとに臨時的な専門部会として、「報告書作成専門部会」を設置し、各学部、大学院から委員を選出、副学長を主査として自己点検・評価報告書を作成した。本学の現状、問題点等を公表したことにより得られた貴重な意見は、その後の大学の改善に役立てている。

(2) 7-3の自己評価

- ・自己点検・評価委員会を兼担した大学改革実行委員会は、学長が提示したマクロビジョンにしたがって大学の運営から教育にわたる実態について広範囲な検討を行った。その結果、人事委員会を発足させたり、工学部を発展的に改組してバイオクス学部とコンピュータサイエンス学部を新設するなど、大きな改革を遂行できたと評価している。この改革は、全教職員の深い理解と協力によってなされたものである。現在でも改革路線は踏襲されており、「改革なくして大学の発展なし」という教職員マインドが形成できたことは大きな成果である。
- ・平成17年度に、大学の全教職員および法人本部の関連部署を対象とした「認証評価の理解を深める説明会」を開催し、教職員一人ひとりに大学の理念を再確認してもらい、自己点検・評価活動および認証評価に対する理解と協力を呼びかけた。引き続き平成18年度も会議や教職員セミナーにおいて評価に対する理解を深めた。

(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

今までの自己点検・評価については、本学教職員のための組織体制によって行ってきたが、今後は、在学生や卒業生および地域社会からもより広く意見を吸い上げ、反映させる仕組みに充実させていきたい。また、法人本部とも連携を密にして全学園的な視野での自己点検・評価体制を確立していく。

[基準 7 の自己評価]

大学の目的を達成するための管理運営体制の構築（管理部門と教学部門の機能分担および連携）から、大学の自己点検・評価の実施、改善に至るまでの一連の流れについて、適切に機能していると考ええる。

[基準 7 の改善・向上方策（将来計画）]

- ・管理運営体制は現状、適切に機能しているが、大学を取り巻く環境の変化は著しく、これに即応できる運営を推進する。
- ・自己点検・評価は、全教職員が一丸となって実行することが重要であり、常に自己点検をし、改善、実行していく PDCA (Plan, Do, Check, Action) サイクルを自然体で実践できる意識改革を推進する。